簡易リフトが確認申請や検査の対象外になりました

（一部の業種を除く）

２０２５年１１月１日より、簡易リフトは建築基準法の昇降機から規制の対象外となっています。※２０２５年１１月１日以前に設置報告書を提出している機器も対象となります

※簡易リフト【労働安全衛生法施行令】の構造規格に変更はありません。

２０２５年１１月１日以降

規制対象時

建築基準法上不適合なエレベーターとして扱われ、是正の対象となっていた。

規制対象外後

建築基準法における昇降機から規制対象外とする。

※監督署に設置報告書を提出できる（している）ものに限る

簡易リフトのメリット

- 他の昇降機・エレベーターに比べて納入コストが安い
- 法定検査の報告義務が対象外となり、ランニングコストの削減を見込める

  ※毎月の自主点検・年一回の自主検査は労働安全衛生法により義務付けられております
- 既存建屋への取付工事も簡単（設置報告書の提出のみ）

簡易リフトのデメリット

- 荷物専用の為、人が乗れない
- カゴの床面積が1㎡以下、または天井高さが1.2m以下の規制があり荷のサイズに制約を受ける

2025年11月1日以前の扱い

簡易リフト設置

※250Ｋｇ以上積載の
機器に限る

設置報告書

建築基準法 → **不適合なエレベーター**

労働安全衛生法 → **簡易リフト（適法）**

2025年11月1日以降の扱い

簡易リフト設置

※250Ｋｇ以上積載の
機器に限る

設置報告書

建築基準法 → **昇降機の規制対象外**

労働安全衛生法 → **簡易リフト（適法）**

※但し設置報告書を提出できる条件として、建築物が労働基準法別表第１号から第５号までに掲げる事業の事業場に該当している必要があります。

昇降機に関する法律、弊社機器へのご質問は弊社営業担当へお問い合わせください

ワタベ産業株式会社
TEL:03-3626-5851
FAX:03-3623-0434
HPはこちら